

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	児童・生徒体力テストの集計・分析処理業務委託について
----	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

第14条第1項（業務委託）

（担当部課：教育委員会事務局 教育指導課教育活動支援係）

事業の概要

事業名	児童・生徒体力テストの集計・分析処理
担当課	教育委員会事務局 教育指導課
目的	区立小・中学校に在籍する児童・生徒の体力向上を図るため、各学校で実施している体力テスト結果の集計・分析をとおして、新宿区における体力の基礎資料を得るとともに、教育委員会及び各学校における体力向上にかかる施策や取組み等に反映させる。また、児童生徒の体力向上への意識啓発を図る。
対象者	区立小中学校の児童・生徒 6480名(予定)
事業内容	<p>各学校で実施している体力テストの集計・分析を統一的行なう。</p> <p>業務の委託事項の内容は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 各学校で実施した体力テスト記録表のデータの集計及び分析2 個人カード(児童・生徒返却用)の作成3 教師指導用の分析資料の作成4 教育委員会事務局用資料の作成

件名 児童・生徒体力テストの集計・分析処理業務委託について

保有課(担当課)	教育委員会事務局 教育指導課
登録業務の名称	児童・生徒体力テストの集計・分析処理
委託先	東京書籍株式会社
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	区立小中学校の児童生徒の 学校名 学年 クラス 出席番号 性別 氏名 体力テストの結果(身長・体重・座高、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走または20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げまたはハンドボール投げ、生活習慣に関するアンケート)
処理させる情報項目の記録媒体	紙、電磁的媒体
委託理由	各学校で実施している体力テストの分析集計を統一的行なうことにより、新宿区における体力の基礎資料を得るとともに、教育委員会及び各学校における体力向上にかかる施策や取組み等に反映させる。 また、個人カードを作成、返却することにより、児童生徒の体力向上への意識啓発を図る。
委託の内容	1 各校で実施した体力テスト記録表のデータの集計及び分析 2 個人カード(児童・生徒返却用)の作成 3 教師指導用の分析資料の作成 4 教育委員会事務局用資料の作成
委託の開始時期及び期限	平成22年4月28日 から 平成22年12月28日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した情報を返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱う者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は施錠できる保管庫等に保管する。 3 入退室管理システムの整備、ID・パスワード等によるアクセスの制限等

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。